

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

※通常の下線部は法令改正に伴う新旧に係るもの、波線部は誤植に伴う正誤に係るもの

	新	旧
455	<p><b>〔7〕無条件免税（定率法第 14 条）の「2. 免税の対象貨物」の（14）の「③</b></p> <p>ただし、本邦から輸出した<b>通い容器（※）</b>を再輸入する場合において、当該容器が<b>特定輸出者によって輸出されたものであって特例輸入者によって輸入されるもの（注）</b>であるときは、上記の手続はいずれも不要とされます《定率令第 16 条第 1 項、定率法基本通達 14-16(6)、(7)》。</p> <p>※<b>通い容器</b>：定率令第 15 条第 2 号に規定する輸出入貨物の運送のため反復して使用される容器（上記①の b）</p> <p>（注）令和 4 年度の改正で、<u>輸出入双方の AEO 承認を受けている同一の者である必要がなくなり、AEO 輸出者が輸出したものが、AEO 輸入者によって輸入されるものであれば良くなり、特例申告制度を利用する場合との要件もなくなりました。</u></p>	<p><b>輸入の手続」のただし書</b></p> <p>ただし、本邦から輸出した<b>通い容器（※）</b>を再輸入する場合において、当該容器が<b>特例輸出入者（※）</b>の特例申告貨物であるときは、上記の手続はいずれも省略して差し支えないとされている。《定率令第 16 条第 1 項、定率法基本通達 14-16(6)、(7)》。</p> <p>※<b>通い容器</b>：定率令第 15 条第 2 号に規定する輸出入貨物の運送のため反復して使用される容器</p> <p>※<b>特例輸出入者</b>：<u>特定輸出者及び特例輸入者の双方の承認を受けている者</u></p>
467	<p><b>〔12〕再輸出免税（定率法第 17 条）の「4. 輸入及び免税の手続」のただし書</b></p> <p>ただし、関税の免除を受けようとする貨物が、定率令第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による<b>通い容器（※）</b>であって、<b>特例輸入者によって輸入されるものであって、特定輸出者によって輸出されるもの（注）</b>であるときは、上記の手続の適用はなく、免税明細書の提出、輸入申告書への付記はいずれも不要である《定率令第 34 条第 3 項》。</p> <p>※<b>通い容器</b>：定率令第 32 条第 1 号及び第 33 条第 2 号に規定する輸出入貨物の運送のため反復して使用される容器（以下、「<b>8. 輸出の手続</b>」及び「<b>9. 輸出の届出</b>」において同じ。）</p> <p>（注）令和 4 年度の改正で、<u>輸出入双方の AEO 承認を受けている同一の者である必要がなくなり、AEO 輸入者によって輸入されたものが、AEO 輸出者によって輸出されるものであれば良くなり、特例申告制度を利用する場合との要件もなくなりました。</u></p>	<p>ただし、関税の免除を受けようとする貨物が、定率令第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による<b>通い容器（※）</b>であって、<b>特例輸出入者（※）</b>の特例申告貨物であるときは、上記の手続の適用はなく、免税明細書の提出、輸入申告書への付記はいずれも不要である《定率令第 34 条第 3 項》。</p> <p>※<b>通い容器</b>：定率令第 32 条第 1 号及び第 33 条第 2 号に規定する輸出入貨物の運送のため反復して使用される容器（以下、「<b>8. 輸出の手続</b>」及び「<b>9. 輸出の届出</b>」において同じ。）</p> <p>※<b>特例輸出入者</b>：<u>特例輸入者及び特定輸出者の双方の承認を受けている者（以下、「<b>8. 輸出の手続</b>」及び「<b>9. 輸出の届出</b>」において同じ。）</u></p>

	新	旧
467	<p><b>〔10〕再輸出免税（定率法第17条）の「8.輸出の手続」のただし書</b></p> <p>ただし、関税の免除を受けた貨物が、<b>通い容器</b>であって、<b>特例輸入者によって輸入されるものであって、特定輸出者によって輸出されるものであるときは</b>、上記の手続は不要である《定率令第39条第3項》。</p>	<p>ただし、関税の免除を受けた貨物が、<b>通い容器</b>であって、<b>特例輸出入者の特例申告貨物</b>であるときは、上記の手続の適用はない《定率令第39条第3項》。</p>
468	<p><b>〔10〕再輸出免税（定率法第17条）の「9.輸出の届出」のただし書</b></p> <p>ただし、関税の免除を受けた貨物が、<b>通い容器</b>であって、<b>特例輸入者によって輸入されるものであって、特定輸出者によって輸出される</b>場合には、税関長は、上記輸出の届出書の記載事項の一部の記載を省略させることができるとされており（定率令第39条第4項）、この届出書への記載を省略できる場合において、通い容器の輸出の届出のすべての記載事項について、輸出入状況を<b>特例輸入者</b>が自主管理している場合には、必要に応じて税関長はその管理状況を確認することとし、当該届出書の作成を省略して差し支えないとされている《定率令第39条第4項、定率法基本通達17-7（3）》。</p>	<p>ただし、関税の免除を受けた貨物が、<b>通い容器</b>であって、<b>特例輸出入者の特例申告貨物</b>であるときは、再輸出貨物の輸出の許可の日から1月以内に輸出の届出書とその輸入を許可した税関長に提出しなければならないとされているが、<b>特例輸出入者が通い容器</b>の輸出の届出のすべての記載事項について、輸出入状況を自主管理している場合には、必要に応じ税関がその管理状況を確認することとし、当該届出書の作成を省略して差し支えないとされている《定率令第39条第4項、定率法基本通達17-7（3）》。</p>

	新	旧
606	<p><b>4. 輸出の許可の申請手続</b></p> <p>外為法第 48 条第 1 項の規定により……中略……輸出許可申請書の 1 通が<b>輸出許可証</b>として申請者に交付される（輸出規則第 1 条第 5 項）。</p> <p>なお、2022 年（令和 4 年）7 月以降、輸出許可申請は、下記 5. の電子情報処理組織（NACCS）による電子申請のみになります（「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 62 年輸出注意事項 62 第 11 号）の 1-1（9））。</p>	<p>外為法第 48 条第 1 項の規定により……中略……輸出許可申請書の 1 通が輸出許可証として申請者に交付される（輸出規則第 1 条第 5 項）。</p>
607 ～ 608	<p><b>1. 輸出の承認を要する場合</b></p> <p>輸出の承認を要する場合は、大別して次の四つの場合である。</p> <p><b>(1) 輸出令別表第 2 に掲げる貨物を同表に掲げる地域を仕向地として輸出する場合</b>《輸出令第 2 条第 1 項第 1 号》 [輸出令別表第 2 の概要]は省略</p> <p>なお、20 の項に掲げる<b>核燃料物質</b>を輸出する場合には、輸出貿易管理令第 1 条の輸出の許可を受けたものであっても、輸出の承認を併せて受けなければならない《輸出規則第 1 条第 1 項第 3 号》</p> <p><b>(2) 北朝鮮を仕向地として輸出する場合</b>（輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 2、附則第 3 項）（令和 5 年 4 月 13 日まで）</p> <p><b>(3) ロシア、ベラルーシを仕向地として輸出する場合</b></p> <p>① <b>輸出令別表第 2 の 3（第 2 号フからモまで、第 2 号の 2 及び第 3 号を除く。）に掲げる貨物（別表第 2 の 20 から 21 の 3 まで、25、35 から 35 の 4 まで、44 及び 45 の項に掲げる貨物を除く。）のベラルーシを仕向地とする輸出</b>（輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 3）</p> <p>② <b>輸出令別表第 2 の 3 に掲げる貨物（別表第 2 の 1、20 から 21 の 3 まで、25、35 から 37 まで、40、41、43 から 45 までの項に掲げる貨物を除く。）のロシアを仕向地とする輸出</b>（輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 4）</p> <p>③ <b>ウクライナのうち「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）を仕向地とする貨物（別表第 2 の 34 の項を除く。）の輸出</b>（輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 5）</p> <p>④ <b>ベラルーシを仕向地とする貨物（別表第 2（34 の項を除く。）及び別表第 2 の 3（第 2 号フからモまで、第 2 号の 2 及び第 3 号を除く。）に</b></p>	<p>輸出の承認を要する場合は、次の三つの場合である。</p> <p><b>(1) 輸出令別表第 2 に掲げる貨物を同表に掲げる地域を仕向地として輸出する場合</b>《輸出令第 2 条第 1 項第 1 号》 [輸出令別表第 2 の概要]は省略</p> <p>なお、20 の項に掲げる<b>核燃料物質</b>を輸出する場合には、輸出貿易管理令第 1 条の輸出の許可を受けたものであっても、輸出の承認を併せて受けなければならない《輸出規則第 1 条第 1 項第 3 号》</p> <p><b>(2) 北朝鮮を仕向地として輸出する場合</b>（輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 2、附則第 3 項）（令和 5 年 4 月 13 日まで）。</p> <p><b>(3) 外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約による貨物を輸出する場合</b>（加工の範囲及びその加工に使用される加工原材料は、経済産業大臣が定めるものに限る。）（輸出令第 2 条第 1 項第 2 号）</p> <p>～ 以下略 ～</p>

掲げる貨物を除く。)の輸出で、経済産業大臣が告示で指定する者との取引によるもの(輸出令第2条第1項第1号の6)

⑤ ロシアを仕向地とする貨物(別表第2(34の項を除く。))及び別表第2の3に掲げる貨物を除く。)の輸出で、経済産業大臣が告示で指定する者との取引によるもの(輸出令第2条第1項第1号の7)

[輸出令別表第2の3の概要]

<p>一 別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物</p>	
<p>二 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるもの(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>イ 集積回路、アナログデジタル変換器 ロ～ケ 省略 フ 石油精製装置及び触媒 コ～モ 省略</p> <p>二の二 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるもの</p> <p>イ 木材及びその製品のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)化粧ばり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板並びにその他の縦にひき、平削りし、又は丸剥ぎした木材</p> <p>(2)木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品</p> <p>ロ～チ 省略</p>	
<p>三 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるもの(前三号に掲げるものを除く。)</p> <p>イ アルコール飲料 ロ～ヲ 省略 フ 天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石並びにこれらの製品、銀及び金並びにこれらの製品、特定金属(銀及び金を除く。)の製品並びに特定金属を張った金属の製品 カ～レ 省略 ソ グランドピアノ ツ 美術品、収集品及びこっとう</p> <p>注)この三号に掲げる貨物は、ロシア向け奢侈品輸出禁止措置貨物で、規制対象貨物の具体的内容は経済産業省令で関税率</p>	<p>規制対象 の単位あ たりの総 価額</p> <p>4万円超</p> <p>4万円超</p> <p>20万円超</p> <p>4万円超</p>

表番号等で規定されているが、少額（4万円以下）の物品は対象とされていない。（一部、衣類、履物、帽子は10万円超、自動車は600万円超、バイクは60万円超などが規制対象となっているものもある。）

（4）外国にある者に外国での加工を委託する委託加工貿易契約による貨物を輸出する場合（加工の範囲及びその加工に使用される加工原材料は、経済産業大臣が定めるものに限る。）（輸出令第2条第1項第2号）

～ 以下略 ～

612 2. 輸出令別表第5に掲げる貨物

<p>～ 613</p>	<p>(2)総価額 200 万円（血液製剤及び漁船については、25 万円）以下の無償の商品見本又は宣伝用物品（別表第 2 の 35 及び 35 の 2 の項に掲げる貨物、<u>北朝鮮を仕向地とする貨物、ベラルーシ及びロシアを仕向地とする別表第 2 の 3 に掲げる貨物、「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）を仕向地とする貨物及びベラルーシ及びロシアを仕向地とする貨物で特定団体向けのもの</u>を除く。）</p> <p>(3)国際郵便で送付される受取人の見廻品、家庭用品、職業用具又は商業用具の小型包装物、郵便小包等（北朝鮮を仕向地とする別表第 2 の 2 に掲げる貨物（奢侈品）<u>及びロシアを仕向地とする別表第 2 の 3 第 3 号に掲げる貨物（奢侈品）</u>を除く。）</p> <p>(14)無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって経済産業大臣が告示で定めるもの（輸入された貨物が再輸出される時点での特例） 【告示の例】 省略 （注）北朝鮮を仕向地とする貨物、<u>ベラルーシ及びロシアを仕向地とする別表第 2 の 3 に掲げる貨物、「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）を仕向地とする貨物及びベラルーシ及びロシアを仕向地とする貨物で特定団体向けのもの並びに博覧会等に出品された貨物で放射性同位元素及び特定有害廃棄物等は除かれる。</u></p> <p>(15)無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって経済産業大臣が告示で定めるもの（いずれ輸入される貨物の輸出時点での特例） 【告示の例】 省略 （注）国際競技会用の用具等、ATA カルネによる貨物及び国際協力機構が技術協力のために用いる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とする貨物、<u>ベラルーシ及びロシアを仕向地とする別表第 2 の 3 に掲げる貨物、「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）を仕向地とする貨物及びベラルーシ及びロシアを仕向地とする貨物で特定団体向けのもの</u>は除かれる。</p>	<p>(2)総価額 200 万円（血液製剤及び漁船については、25 万円）以下の無償の商品見本又は宣伝用物品（別表第 2 の 35 及び 35 の 2 の項に掲げる貨物並びに<u>別表第 2 の 2 に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とする貨物を除く。</u>）</p> <p>(3)国際郵便で送付される受取人の見廻品、家庭用品、職業用具又は商業用具の小型包装物、郵便小包等（別表第 2 の 2 に掲げる貨物であって、北朝鮮を仕向地とする貨物を除く。）</p> <p>(14)無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって経済産業大臣が告示で定めるもの（輸入された貨物が再輸出される時点での特例） 【告示の例】 省略 （注）北朝鮮を仕向地とする貨物並びに博覧会等に出品された貨物で放射性同位元素及び特定有害廃棄物等は除かれる。</p> <p>(15)無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であって経済産業大臣が告示で定めるもの（いずれ輸入される貨物の輸出時点での特例） 【告示の例】 省略 （注）国際競技会用の用具等、ATA カルネによる貨物及び国際協力機構が技術協力のために用いる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするものは除かれる。</p>
<p>614</p>	<p><b>6. 輸出令別表第 6 に掲げる貨物</b></p>	

	⑤ 船舶又は航空機の乗組員が、別表第2の2に掲げる貨物（奢侈品）を北朝鮮を仕向地として輸出する場合及び別表第2の3第3号（奢侈品）に掲げる貨物をロシアを仕向地として輸出する場合	⑤ 船舶又は航空機の乗組員が同表第2の2に掲げる貨物を北朝鮮を仕向地として輸出しようとする場合
620	<b>2. 2号承認品目</b> (1)～(10) 省略 (11) <u>ロシアを原産地又は船積地域とする特定のアルコール飲料、木材（チップ、丸太及び単板）及び機械類・電気機械</u> (12)～(15) 省略	(1)～(10) 省略 新規  (11)～(14) 省略
626	<b>[7]逆委託加工貿易契約による輸入</b> <u>この承認を受けて輸出した原材料を加工した製品の輸入については、輸出承認後1年以内の輸入で、かつ、経済産業大臣が定める品目の貨物又は経済産業大臣が定める船積地域からの貨物の輸入でない場合に限り、輸入の承認を要しない（輸入令第4条第3項、輸入規則第3条）なお、前記点線部分の要件は、輸入規則第3条第2号で規定されているが、現在、その要件について、具体的に経済産業大臣が定めているものではありません。</u>	この承認を受けて輸出した原材料を加工した製品の輸入については、 <b>輸出承認後1年以内の輸入</b> で、かつ、経済産業大臣が定める品目の貨物又は経済産業大臣が定める船積地域からの貨物の輸入でない場合に限り、 <b>輸入の承認を要しない</b> （輸入令第4条第3項、輸入規則第3条）